

# 令和2年度 第1回岩手県生涯学習審議会・岩手県社会教育委員会議

## 次 第

日 時：令和2年7月14日（火）

13:30～15:45

会 場：サンセール盛岡

1 開 会

2 挨 捶

3 委 員 紹 介

4 事 務 局 紹 介

5 会長・議長及び副会長・副議長 選出

6 協 議

(1) 令和2年度主要施策について

- ・生涯学習文化財課
- ・学校調整課
- ・学校教育課
- ・保健体育課
- ・県立生涯学習推進センター
- ・県立図書館
- ・県立博物館
- ・県立美術館
- ・県立青少年の家

(2) 今後求められる施策の方向性について

「新しい時代の岩手の生涯学習・社会教育  
～岩手らしさを生かした生涯学習・社会教育施策の方向性について～」

(3) その他

7 閉 会

# 岩手県生涯学習審議会委員・岩手県社会教育委員 名簿

【任期：令和2年7月1日から令和4年6月30日】

	氏名	所属等	出欠
1	イシ カワ コウジ 司	盛岡市立太田小学校長	出
2	イ トウ ユキコ	一関市生涯学習支援員 学校支援地域コーディネーター	出
3	オ バラ 夢人	岩手県立盛岡第二高等学校長	出
4	カン 野 ミチ路 孜子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会副会長	出
5	カン 野 ユウタ	認定特定非営利活動法人口タリバ 大槌町教育専門官	出
6	小 菅 正晴	一関市教育委員会教育長	欠
7	小 向 勝志	久慈市長内市民センター所長	出
8	タ 田 グチ 昭隆	一般社団法人岩手県P T A連合会長	出
9	ナカ ムラ トシユキ	盛岡市社会教育委員	出
10	ニシ ザト マ真 澄	岩手医科大学看護学部成育看護学講座講師 あそびma・senka代表	出
11	ハタケ ヤマ 大	岩手県立大学高等教育推進センター准教授	出
12	バ 場 智子	国立大学法人岩手大学教育学部准教授	欠
13	半 ザワ 澤久 枝	特定非営利活動法人矢巾ゆりかご理事長	出
14	マツ 松田 恵美子	岩手県青年団体協議会長	欠
15	モリ 森川 静子	岩手県立県北青少年の家 前所長 岩手県生涯学習振興協会会員	出
16	横 澤 サワ 修	岩手県立盛岡青松支援学校長	欠

(五十音順：敬称略)

# 座席一覧

## 議長

イシ 石川 耕司	委員
イ 伊藤 由紀子	委員
オ 小原 貴人	委員
カン 菅野 路子	委員
カン 菅野 祐太	委員
コ 小向 勝志	委員

タ 田口 昭隆	委員
ナカ 中村 利之	委員
ニシ 西里 真澄	委員
ハタケヤマ 畠山 大	委員
ハン 半澤 久枝	委員
モリ 森川 静子	委員

## 事務局席

小田島 図書館長	梅津 教育次長	佐藤 教育長	佐藤 教育局長	久慈 生涯学習推進 センター所長	藤原 生涯学習文化財課 総括課長
木村 学校調整課 総括課長	中川 学校教育課 総括課長	清川 保健体育課 総括課長	宮 スポーツ振興 事業団事務局長	岩渕 文化財課長	佐々木 生涯学習担当課長
小笠原 美術館副館長	千田 博物館副館長	川村 主任主査	伊藤 特命課長	片方 主任指導主事	鈴木 主任社会教育主事
花坂 上席文化財専門員	半澤 上席文化財専門員	佐藤 上席文化財専門員	高橋 主任社会教育主事	松川 主任社会教育主事	岩渕 主任社会教育主事
				三橋 主任社会教育主事	佐々木 社会教育主事

入口

※受付は  
入口前  
廊下

傍聴席

記者席

## 根拠法令等

### 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

(平成 2 年 6 月 29 日法律第 71 号)

最終改正：平成 14 年 3 月 31 日法律第 15 号

(都道府県生涯学習審議会)

**第十条** 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

4 前三項に定めるものほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

### 岩手県生涯学習審議会条例

平成 4 年 3 月 27 日条例第 30 号

改正 平成 12 年 12 月 18 日条例第 84 号

(設置)

**第 1 条** 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成 2 年法律第 71 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、岩手県生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

一部改正〔平成 12 年条例 84 号〕

(組織)

**第 2 条** 審議会は、委員 25 人以内をもって組織する。

2 委員は、生涯学習に関し識見を有する者のうちから、教育委員会が知事の意見を聴いて任命する。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第 3 条** 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門委員)

**第 4 条** 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査研究が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

**第 5 条** 審議会は、教育委員会が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第 6 条** 審議会の庶務は、教育委員会の事務局において処理する。

(補則)

**第 7 条** この条例に定めるものほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

#### 附 則

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 12 月 18 日条例第 84 号）

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。



## 岩手県社会教育委員会議運営規則

昭和 24 年 12 月 16 日教育委員会規則第 15 号

改正：昭和 35 年 1 月 8 日教育委員会規則第 1 号、昭和 59 年 5 月 25 日教育委員会規則第 4 号

岩手県社会教育委員会議運営規則を次のとおり定める。

### 岩手県社会教育委員会議運営規則

第 1 条 岩手県社会教育委員（以下「委員」という。）は、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 17 条の職務を行うために会議をもつ。

第 2 条 委員の会議は教育長が、これを招集する。

第 3 条 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、教育長があらかじめこれを通知しなければならない。

第 4 条 招集は、開会の日前 7 日までに、これを通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

第 5 条 会議招集の通知後に、緊急実施を要する事項があるときは、第 3 条の規定にかかわらず直ちにこれを会議に付議することができる。

第 6 条 委員の会議には、互選により議長及び副議長 1 人をおくものとする。

2 議長及び副議長の任期は 1 年とする。ただし、再選されることができる。

3 議長は、委員の会議を主宰する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は欠けたときはその職務を行う。

第 7 条 会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。ただし、同一事件につき再度招集しても、なお半数に達しないときは、この限りでない。

第 8 条 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決する。

第 9 条 会議の結果は、これを教育長に報告しなければならない。

第 10 条 委員は、委員の会議に出席できないときは、あらかじめ教育長に通知しなければならない。

第 11 条 委員は、その職務を行うため必要に応じて常時又は臨時に小委員会をおくことができる。

第 12 条 委員は、会議において関係職員に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

第 13 条 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

第 14 条 この規則に定めるもののほか、委員の会議に必要な事項は、別に教育長がこれを定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 35 年 1 月 8 日教育委員会規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 59 年 5 月 25 日教育委員会規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行する。